

# 衛生管理マニュアル

特定非営利活動法人 「星とたんぽぽ」

児童発達支援・放課後等デイサービス「星とたんぽぽ」

児童発達支援・保育所等訪問支援「星とたんぽぽいっぽずつ」

## （目的）

このマニュアルは、集団感染や感染症・食中毒などを予防し、全ての職員が衛生管理についての理解を深め、日々の取り組みを行う事を目的とする。

## 職員の衛生管理

### （１） 職員が感染源とならないために

特定非営利活動法人 星とたんぼぼ で働く職員は、原則として年一回の健康診断を受けなければならない。事業所指定の健康診断が受けられない場合は、各自で受診し、結果を書面で事業所に報告する。

自己の予防接種歴、既往歴を確認し、不確実なときは医療機関でその抗体の有無を調べ、早期に予防接種を受けておくことが望ましい。職員は、自らの健康に留意し、日々の生活の中で体調が優れないときは、早めに医療機関を受診すること。特に、インフルエンザ様の発熱時は２日以内に、眼充血や目やにがある場合は、速やかに専門医へ受診する等、早めの対応が必要である。また、感染症に罹った際には休むことができる職場環境づくりも必要である。

### （２） 職員の服装について

1. 清潔で動きやすい服装、汚れたら着替えられるように準備しておくこと。
2. アクセサリーなどの除去（ネックレス・イヤリングなど）
3. 爪は短く切る。勤務中はマニキュアをしない。

### （３） 職員の衛生管理

1. 職員は、感染症の症状が見られる児童の早期発見に努める必要がある。
2. 職員は、感染症が発生したときや発生やすい季節などには、保護者に注意を呼び掛ける。他、感染拡大の防止に努める必要がある。
3. 職員は、日頃から事業所内の環境整備に心掛け、ゴミや汚物の処理をきちんと行うことが重要である。
4. こまめに手洗いまたは手指消毒、うがいを行う。手洗い後は、ペーパータオルの使用を励行する。

### （４） 職員自身が体調不良時の対応

1. 職員は、喉が痛いときや風邪気味のときは、うがいを励行し、早めに受診すること。
2. 職員は、咳が出るときはマスクを着用し、早めに受診すること。

## 児童の衛生管理

### （１）手洗いの励行

1. 児童及び職員は感染予防・感染拡大防止のためこまめに手洗いをを行う。すぐに手洗いにいけない場合は、アルコール等で消毒する。
2. 来所時、トイレの使用後、食事前、外出後、には、石鹸で手洗いをするよう指導し、日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援する。
3. 清潔観念や清潔行為に困難さが見られる児童に対しては、できるだけ職員の介助により手洗いをを行う。流水と石鹸による手洗いが難しい場合には、消毒効果のあるもので汚れを拭きとる。
4. 爪の手入れは、頻繁にしてもらうことを保護者にお願いする。
5. 児童はペーパータオルを使用する。

### （２）手洗いの方法について

1. 水で手を濡らし、必ず液体石鹸を使用する。
2. 指、腕を洗う。特に指の間、指先をよく洗う。  
（３０秒程度。親指に汚れが残しやすいので、注意してよく洗う。）
3. 石鹸をよく洗い流す。（２０秒程度）
4. 使い捨てのペーパータオルでよく拭き、アルコールを適量手にとり、手全体を濡らし、乾燥させる。
5. 手に傷があるときは、食品に直接手を触れない。

### （３）予防接種について

1. ワクチンで予防できる疾患は、接種時期に受けるよう、配慮しながら勧める。
2. 市から公報される予防接種スケジュールを参考にして、保護者への相談、指導に役立てる。
3. 面談時に、既往歴や予防接種状況を確認するよう努める。

### （内容）

トイレ…清掃。塩素消毒、トイレットペーパーの補充。

洗面所…清掃。塩素消毒。タオルの交換。

調理室、台所…清掃。タオルの交換。調理器具、食器の衛生管理。

担当者

管理者及び管理責任者

### （４）毎日(営業日)における利用者への衛生支援及び指導

- ①利用者が通所時、必ず以下の確認を職員が行い、児童に風邪症状や感染症の

疑いがある場合は、ご利用を控えていただく。また、児童の通う園や学校でクラスの閉鎖や休園・休校の措置が取られている場合、ご利用を控えていただく。

以下の点を確認する。

- ・衣服、持ち物等の衛生管理
- ・けが等、咳、鼻水、爪の確認。（けがは帰宅前にも確認）
- ・手洗い、うがい。利用者の保護者様からの連絡帳、送迎時の学校等での確認

②以下の時点で手洗い、除菌を励行する。

- ・来所時
- ・おやつ・クッキング（左記の時は食卓の除菌も行う）
- ・外遊び、外出からの帰所時
- ・トイレ使用後。その他必要に応じて

## 事業所内の衛生管理

①事業所内の清掃

- ・毎日、所内清掃を行い、清潔を保つ。ドアの取っ手など、児童・職員が手を触れやすい箇所も消毒を行う。
- ・トイレや床など、汚れを発見した場所は、すぐに清掃・消毒を行う。オムツを使用している児童のトイレ使用後は、トイレクリーナー等で便座を清潔にする。

②事業所内の環境整備、備品の設置

- ・換気のために必要に応じて窓を開ける。
- ・エアコン等を使用し、室温や湿度を快適に保つ。
- ・テーブルや床、おもちゃなど、必要時にすぐに消毒が出来るように消毒スプレーを準備する。
- ・トイレ介助、嘔吐物処理に使用する使い捨て手袋を準備する。
- ・感染の恐れのある物は蓋つきごみ箱等に廃棄する。（例：オムツ、唾液・鼻水・血液が付着したティッシュ、口腔ケアを行った手袋等）

③備品・おもちゃ等は使用後、必要に応じて消毒を行う。消毒には高濃度アルコール等を使用する。

## 緊急時

- (1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合
  - ・体調を確認。安静にして体温測定。保護者に連絡。
- (2) 上記(1)の事後対応
  - ・管理者より当事者のご家庭に連絡・利用者本人の病状、経過・感染症及び伝染病ではないかを聞き取る。
- (3) 上記(2)も含め、感染症及び伝染病が発生した場合
  - ・管理者より速やかに以下に連絡し、今後の対応の指示を受ける

岡山市保健所  
〒700-8546 岡山市北区鹿田町 1-1-1  
TEL 086-803-1200  
FAX 086-803-1757

## 附則

このマニュアルは令和3年4月1日から施行する。